



子ども手当から児童手当に変わります

児童手当のご案内

平成 24 年度から、子ども手当の名称が児童手当に変わります。

児童手当は、中学校 3 年生までの児童を養育している保護者に支給されます。

手当の内容が変わります

子ども手当（平成 24 年 3 月まで）

- 対象児童
中学校修了前
- 金額（月額）

0 歳～3 歳未満	15,000 円
3 歳～小学校修了前（第 1 子・第 2 子）	10,000 円
3 歳～小学校修了前（第 3 子以降）	15,000 円
中学生（一人につき）	10,000 円
- 所得制限
なし



児童手当（平成 24 年 4 月から）

- 対象児童【従前どおり】
中学校修了前
- 金額（月額）

0 歳～3 歳未満	15,000 円
3 歳～小学校修了前（第 1 子・第 2 子）	10,000 円
3 歳～小学校修了前（第 3 子以降）	15,000 円
中学生（一人につき）	10,000 円
- 所得制限
平成 24 年 6 月分から対象。一定の所得を超える方が特例給付対象者となり、月額 5,000 円支給されます

児童手当の申請手続き

(1) 継続の方（今後も受給資格のある方）

役場保健福祉課より現況届を送付します。平成 24 年 6 月 29 日までに提出してください。

●添付書類

▶健康保険証のコピー・・・国民年金以外の公的年金（各種社会保険）に加入している方

※健康保険証のコピー以外の添付書類が必要な方は、次の書類が必要になります。

・所得課税証明書・・・平成 24 年 1 月 1 日現在、浦河町に住民票がなかった方

・住民票謄本・・・浦河町に単身赴任で住んでいる場合は、妻と子の住民票謄本（妻と子が居住している市区町村で発行しています）

(2) 新規の方（新しく児童手当の対象となる方）

出生届を行うときにあわせて手続きを行ってください。

●添付書類

▶受給者の通帳の写しおよび上記現況届と同じ書類が必要になります

(3) その他・・・転入・転出される方は、役場保健福祉課または町民課窓口などでの手続きが必要です



児童手当の支給

児童手当の支給期間は、生まれた日の翌月から 15 歳になった最初の 3 月分まで支給されます。

支給月は児童手当法に基づき、毎年度 6 月、10 月、2 月の 3 回です。

■お問い合わせ・申請先 浦河町役場保健福祉課福祉係 ☎ 26-9003（直通）